

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	北陸財務局長	
【提出日】	2022年7月28日	
【会社名】	日華化学株式会社	
【英訳名】	NICCA CHEMICAL CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江守 康昌	
【本店の所在の場所】	福井県福井市文京4丁目23番1号	
【電話番号】	(0776)24-0213(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理部門長 澤崎 祥也	
【最寄りの連絡場所】	福井県福井市文京4丁目23番1号	
【電話番号】	(0776)24-0213(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理部門長 澤崎 祥也	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	183,799,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	217,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 2022年7月28日開催の取締役会決議によります。
- 2 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」という。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	217,000株	183,799,000	
一般募集			
計（総発行株式）	217,000株	183,799,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
847		100株	2022年8月18日		2022年8月18日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当では行われないこととなります。
- 4 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
日華化学株式会社	福井県福井市文京4丁目23番1号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社福井銀行 本店営業部	福井県福井市順化1丁目1番1号

**3【株式の引受け】**

該当事項はありません。

**4【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
183,799,000		183,799,000

(注) 1 発行諸費用は発生いたしません。

2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

**(2)【手取金の使途】**

上記差引手取概算額183,799,000円につきましては、2022年8月18日以降、諸費用の支払等の運転資金に充当する予定であります。なお、実際の支出までは、当社預金口座にて適切に管理を行う予定であります。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**第3【第三者割当の場合の特記事項】****1【割当予定先の状況】****a 割当予定先の概要**

名称	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書提出日	（有価証券報告書） 事業年度 第10期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日） 2022年6月24日 関東財務局長に提出

**b 提出者と割当予定先との間の関係**

出資関係	割当予定先は当社の普通株式33,000株（発行済株式総数の0.19%）を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	信託銀行取引があります。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2022年7月28日現在のものであります。なお、出資関係につきましては、2022年6月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

## (a) 役員向け株式報酬制度及び従業員向け株式報酬制度の概要

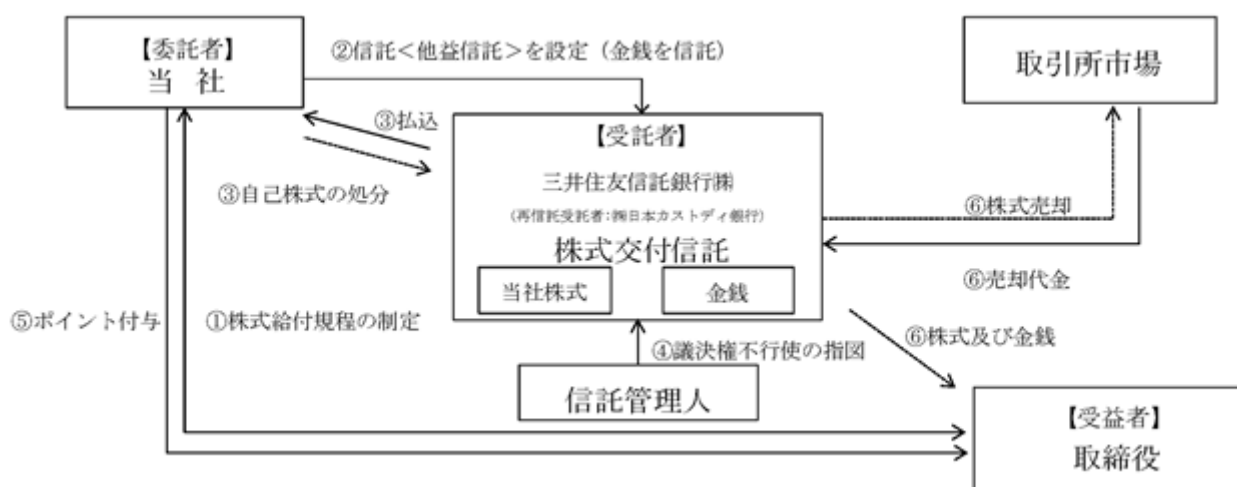
当社は、当社取締役（社外取締役を含みます。以下も同様です。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「役員向け株式報酬制度」といい、役員向け株式報酬制度導入のために設定された信託を「役員向け株式交付信託」といいます。）及び当社従業員（当社執行役員及び一定の要件を満たす従業員。以下も同様です。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「従業員向け株式報酬制度」といい、「役員向け株式報酬制度」と合わせて「本制度」と総称します。また、従業員向け株式報酬制度導入のために設定された信託を「従業員向け株式交付信託」といい、「役員向け株式交付信託」と合わせて「本信託」と総称します。）について、2022年2月10日付取締役会において本制度の継続を決議しており、現在に至るまで本制度を継続しております。

本制度は、当社取締役及び当社従業員（以下「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定した本信託が当社株式を取得し、当社が各取締役等に対して役位・役職及び業績目標の達成度等に応じて付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役等に対して給付される、という業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時又は退職時です。

## (b) 役員向け株式交付信託の仕組みの概要



当社は取締役を対象とする株式給付規程を制定します（今回は、役員向け株式交付信託設定時に制定済みのものを引き続き使用いたします）。

当社は、2016年8月29日に設定済みである役員向け株式交付信託につき、役員向け株式報酬制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金を、対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出（追加信託）します。

受託者は役員向け株式交付信託内の金銭（前記により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から役員向け株式交付信託に残存している金銭を含みます。）で、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によります。）。

信託期間を通じて株式給付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とする。）を定めます。なお、役員向け株式交付信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

株式給付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。

株式給付規程及び役員向け株式交付信託に係る信託契約に定める要件を満たした取締役は、役員向け株式交付信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式給付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

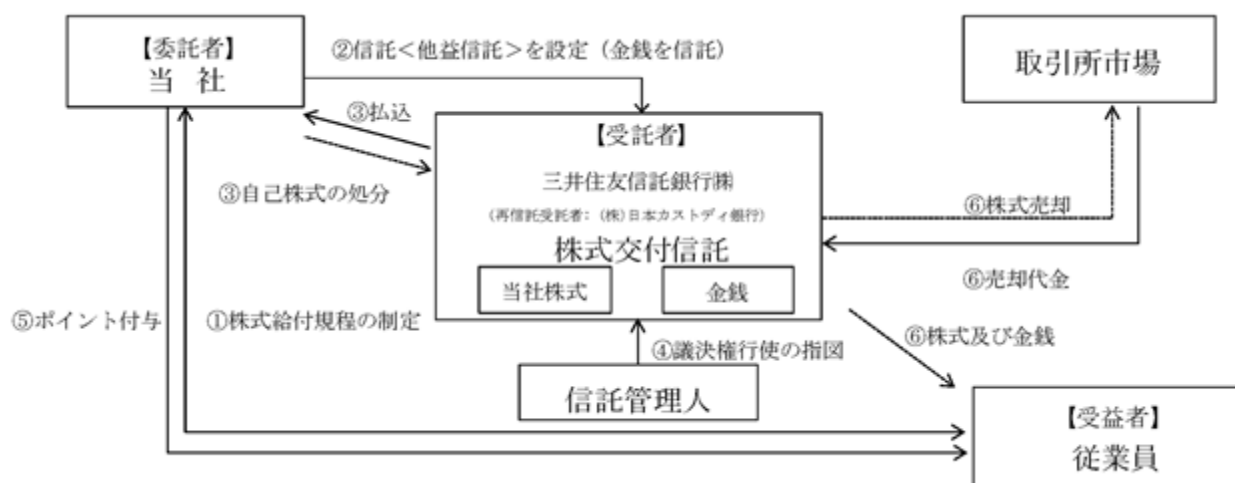
なお、役員向け株式報酬制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

## (c) 役員向け株式交付信託の概要

当社にて導入済みの「役員向け株式報酬制度」に係る信託

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
(6) 議決権行使	役員向け株式交付信託内の株式については、議決権を行使いたしません
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	2016年8月29日
(9) 金銭を追加信託する日	2022年8月18日
(10) 信託の期間（継続後）	2016年8月29日～2025年6月末日
(11) 信託の目的	株式給付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

## (d) 従業員向け株式交付信託の仕組みの概要



当社は従業員を対象とする株式給付規程を制定します（今回は、従業員向け株式交付信託設定時に制定済みのものを引き続き使用いたします。）。

当社は、2016年8月29日に設定済みである従業員向け株式交付信託につき、従業員向け株式報酬制度に基づき従業員に交付するために必要な当社株式の取得資金を、対象期間中に在職する従業員に対する報酬として追加拠出（追加信託）します。

受託者は従業員向け株式交付信託内の金銭で、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によります。）。

信託期間を通じて株式給付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者）とします。）を定めます。なお、従業員向け株式交付信託内の当社株式については、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。

株式給付規程に基づき、当社は従業員に対しポイントを付与していきます。

株式給付規程及び従業員向け株式交付信託に係る信託契約に定める要件を満たした従業員は、従業員向け株式交付信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式給付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、従業員向け株式報酬制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

## (e) 従業員向け株式交付信託の概要

当社にて導入済みの「従業員向け株式報酬制度」に係る信託

(1) 名称	従業員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
(6) 議決権行使	従業員向け株式交付信託内の株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	2016年8月29日
(9) 金銭を信託する日	2022年8月18日
(10) 信託の期間（継続後）	2016年8月29日～2025年6月末日
(11) 信託の目的	株式給付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

## c 割当予定先の選定理由

本自己株式処分は、本制度を継続するため、本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

なお、本制度は、2016年3月2日開催の取締役会及び2016年3月25日開催の第102期定時株主総会において承認決議され、また、2019年11月5日開催の取締役会において継続の承認決議をされております。当該承認決議を受け、2016年7月28日開催の取締役会、及び、2019年11月5日開催の取締役会で第三者割当の決議をしており、今回が第3回目の第三者割当になります。

## d 割り当てようとする株式の数

役員向け株式交付信託 101,100株  
従業員向け株式交付信託 115,900株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））は、信託契約に基づき、信託期間内において取締役等を対象とする株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に交付するために保有するものであります。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三井住友信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認しております。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、本信託に対する当社からの信託金をもって割当日において信託財産内に保有する予定である旨、信託契約書において確認しております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、当社から独立した第三者である信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対し、役員向け株式交付信託については議決権不行使の指図を行い、従業員向け株式交付信託については発行会社の株式の価値の向上を図り、受益者の利益を増大するよう自らの知見に基づき各議案についての賛否を決定します。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が特定団体等又は特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないこと及び自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為又は法的な責任

を超えた不当な要求行為等を行っていないことの表明、並びに、将来にわたっても該当せずかつ行わないことの確約を、信託契約において受ける予定です。これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何ら関係を有していないと判断しております。

また、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行につきましても、割当予定先同様、特定団体等又は特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないこと及び自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為等を行っていないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せずかつ行わないことについて、信託契約書において確約を受けております。

したがって、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行が特定団体等でないこと及び特定団体等と何ら関係を有していないと考えております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### a 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2022年7月27日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所における終値である847円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間(2022年6月28日~2022年7月27日)の終値平均836円(円未満切捨て)からの乖離率が1.32%、直近3ヵ月間(2022年4月28日~2022年7月27日)の終値平均830円(円未満切捨て)からの乖離率が2.05%、あるいは直近6ヵ月間(2022年1月28日~2022年7月27日)の終値平均797円(円未満切捨て)からの乖離率が6.27%となっております(乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入)。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員(3名、うち2名は社外監査役)が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

### b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定済みである株式給付規程に基づき、役員向け株式報酬制度については、信託期間中の取締役の役位、構成推移及び業績目標の達成度等を勘案のうえ、また、従業員向け株式報酬制度については、信託期間中の従業員の役職、構成推移及び業績目標の達成度等を勘案のうえ、取締役及び従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2022年6月末日現在の発行済株式総数17,710,000株に対し、1.23%(2022年6月末日現在の総議決権個数159,789個に対する割合1.36%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入)となります。

当社としましては、本制度は当社取締役及び従業員の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
有限会社江守プランニング	福井県福井市宝永2丁目1番30号	1,842	11.53	1,842	11.38
日華共栄会	福井県福井市文京4丁目23番1号	1,650	10.33	1,650	10.19
長瀬産業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町5番1号	1,407	8.81	1,407	8.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	784	4.91	784	4.84
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	466	2.92	683	4.22
日華化学社員持株会	福井県福井市文京4丁目23番1号	664	4.16	664	4.10
江守 康昌	福井県福井市	528	3.31	528	3.26
公益財団法人江守アジア留学生育英会	福井県福井市文京4丁目23番1号	500	3.13	500	3.09
株式会社福井銀行	福井県福井市順化1丁目1番1号	344	2.15	344	2.13
宗教法人歓喜寺	福井県南条郡南越前町清水51-1-2	268	1.68	268	1.66
計		8,457	52.93	8,674	53.56

(注) 1 2022年6月30日現在の株主名簿を基準としております。

2 上記のほか自己株式1,725千株(2022年6月30日現在)があり、当該割当後は1,508千株となります。ただし、2022年6月30日以降の単元未満株式の買い取り及び売り渡しによる変動数は含めておりません。

3 「株式会社日本カストディ銀行(信託口)」が保有する683千株には、本自己株式処分により増加する217千株が含まれております。

4 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

5 所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入して表記しております。

6 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2022年6月30日現在の総議決権数(159,789個)に本自己株式処分により増加する議決権数(2,170個)を加えた数で除した数値です。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 第1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に掲げた第108期有価証券報告書及び第109期第1四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

### 第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第108期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下のとおり臨時報告書を2022年3月28日に北陸財務局長に提出しております。

（2022年3月28日提出臨時報告書）

#### 1 提出理由

2022年3月25日開催の当社第108期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件  
期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金14円

第2号議案 定款一部変更の件  
変更の内容は次のとおり。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
第1条 （条文省略） 第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ～ <u>第21</u> （条文省略） <u>第22</u> 前各号に関連する一切の事業  （新設）  （新設）	第1条 （現行のとおり） 第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ～ <u>第21</u> （現行のとおり） <u>第22</u> 前各号に関連する営業、企画、研究、開発、 調査等の業務支援及びコンサルティング <u>第23</u> 前各号に関連する技術指導、知的財産、スキル等の提供 <u>第24</u> 経営管理、人事労務、経理財務等の業務支援、事務代行及びコンサルティング

変更前	変更後
<p>(新設)</p> <p>第3条～第18条 (条文省略)</p> <p>第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第20条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>32</u> 前各号に関連する一切の事業</p> <p>第3条～第18条 (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第19条(電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第20条～第45条 (現行のとおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 変更前定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第19条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

- 第3号議案 取締役11名選任の件  
江守康昌、龍村和久、片桐進、澤崎祥也、李晶日、稲継崇宏、藤森大輔、岡子恭一、相澤馨、下谷政弘及び山岡美奈子の11氏を選任する。
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
野波俊光氏を選任する。
- 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件  
役員報酬を機動的に運用できる報酬体系にするため、報酬限度額の年額は据え置いた上で、報酬額を月額による定めから年額による定めへ改め、取締役の報酬額を年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)、監査役の報酬額を年額30百万円以内に改定し、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。
- 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部変更及び継続の件  
社外取締役を含む取締役の員数が増加したこと及び役員の構成が変化したことに伴う見直しとして、取締役に対する業績連動型株式報酬制度の内容を一部変更したうえで継続する。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	123,524	473	0	（注）1	97.945%
第2号議案	123,510	487	0	（注）2	97.934%
第3号議案				（注）3	
江守 康昌	123,489	508	0		97.917%
龍村 和久	123,490	507	0		97.918%
片桐 進	123,481	516	0		97.911%
澤崎 祥也	123,479	518	0		97.909%
李 晶日	123,487	510	0		97.916%
稲継 崇宏	123,490	507	0		97.918%
藤森 大輔	123,475	522	0		97.906%
岡子 恭一	123,430	567	0		97.870%
相澤 馨	123,484	513	0		97.913%
下谷 政弘	123,432	565	0		97.872%
山岡 美奈子	122,243	1,754	0		96.929%
第4号議案				（注）3	
野波 俊光	123,493	504	0		97.920%
第5号議案	123,273	724	0	（注）1	97.746%
第6号議案	118,312	5,685	0	（注）1	93.812%

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

以上

### 第3 最近の業績の概要

2022年7月28日開催の取締役会において決議された第109期第2四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

## 四半期連結財務諸表及び主な注記

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	7,659	6,986
受取手形及び売掛金	9,618	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	10,118
商品及び製品	4,895	5,914
仕掛品	669	809
原材料及び貯蔵品	3,766	4,965
その他	952	1,180
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	27,562	29,975
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	13,283	13,660
機械装置及び運搬具（純額）	3,587	3,330
土地	5,247	5,377
その他（純額）	1,159	929
有形固定資産合計	23,277	23,298
<b>無形固定資産</b>		
その他	298	306
無形固定資産合計	298	306
<b>投資その他の資産</b>		
その他	3,395	3,239
貸倒引当金	0	1
投資その他の資産合計	3,394	3,238
固定資産合計	26,970	26,843
資産合計	54,533	56,818

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,619	6,475
短期借入金	5,662	6,236
未払法人税等	570	680
賞与引当金	772	690
役員賞与引当金	35	24
その他	3,042	2,609
流動負債合計	16,702	16,716
固定負債		
長期借入金	6,038	5,354
退職給付に係る負債	3,298	3,359
株式報酬引当金	115	140
その他	1,054	1,063
固定負債合計	10,506	9,918
負債合計	27,209	26,635
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,898	2,898
資本剰余金	2,928	2,928
利益剰余金	19,284	20,123
自己株式	1,444	1,434
株主資本合計	23,667	24,516
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	632	484
為替換算調整勘定	1,002	2,906
退職給付に係る調整累計額	251	225
その他の包括利益累計額合計	1,383	3,165
非支配株主持分	2,272	2,500
純資産合計	27,323	30,183
負債純資産合計	54,533	56,818

## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第2四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
売上高	24,100	24,917
売上原価	16,014	16,940
売上総利益	8,085	7,977
販売費及び一般管理費	6,672	6,590
営業利益	1,413	1,386
営業外収益		
受取利息	19	14
受取配当金	10	12
持分法による投資利益	3	39
為替差益	93	204
債務免除益	63	-
その他	84	195
営業外収益合計	275	466
営業外費用		
支払利息	24	18
売上割引	38	-
その他	29	11
営業外費用合計	92	29
経常利益	1,596	1,823
特別利益		
固定資産売却益	595	19
補助金収入	-	124
特別利益合計	595	143
特別損失		
固定資産除却損	1	1
固定資産売却損	4	0
投資有価証券評価損	63	27
特別損失合計	69	28
税金等調整前四半期純利益	2,122	1,938
法人税等	460	806
四半期純利益	1,661	1,132
非支配株主に帰属する四半期純利益	77	73
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,583	1,058

（四半期連結包括利益計算書）  
（第2四半期連結累計期間）

（単位：百万円）

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
四半期純利益	1,661	1,132
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	225	147
為替換算調整勘定	944	2,183
退職給付に係る調整額	31	26
その他の包括利益合計	1,202	2,062
四半期包括利益	2,863	3,194
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,667	2,841
非支配株主に係る四半期包括利益	196	353

## (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	2,122	1,938
減価償却費	1,241	1,180
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	49	71
株式報酬引当金の増減額(は減少)	16	24
賞与引当金の増減額(は減少)	97	86
役員賞与引当金の増減額(は減少)	-	24
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	0
投資有価証券評価損益(は益)	63	27
受取利息及び受取配当金	30	27
支払利息	24	18
為替差損益(は益)	5	76
持分法による投資損益(は益)	3	39
固定資産処分損益(は益)	589	18
債務免除益	63	-
補助金収入	-	124
売上債権の増減額(は増加)	595	116
棚卸資産の増減額(は増加)	351	1,781
仕入債務の増減額(は減少)	332	541
未払消費税等の増減額(は減少)	367	6
その他	27	449
小計	2,495	405
利息及び配当金の受取額	61	60
利息の支払額	24	19
法人税等の支払額	471	697
補助金の受取額	-	124
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,061	126
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	731	249
定期預金の払戻による収入	496	877
有形固定資産の取得による支出	561	814
有形固定資産の売却による収入	799	53
投資有価証券の取得による支出	4	4
投資有価証券の売却による収入	3	-
その他	27	27
投資活動によるキャッシュ・フロー	25	110
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	43,097	54,864
短期借入金の返済による支出	44,621	53,901
ファイナンス・リース債務の返済による支出	9	8
長期借入金の返済による支出	1,254	1,084
配当金の支払額	94	220
非支配株主への配当金の支払額	198	125
自己株式の売却による収入	13	9
自己株式の取得による支出	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,066	465
現金及び現金同等物に係る換算差額	316	573
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	713	129
現金及び現金同等物の期首残高	7,190	6,373
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,476	6,244



## (4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

## (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

## (株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

## (四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

## (税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

## (会計方針の変更)

## (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

## 1. 代理人取引に係る収益認識

顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人取引に該当する取引については、従来、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

## 2. 変動対価が含まれる取引に係る収益認識

売上リベート及び売上割引については、従来、それぞれ販売費及び一般管理費、営業外費用に計上していましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

## 3. 工事契約に係る収益認識

設備請負工事に係る工事契約等については、従来、工事完成基準を適用していましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

## 4. 有償支給取引に係る収益認識

有償支給した支給品については、従来、棚卸資産の消滅を認識していましたが、当社が実質的に買戻し義務を負っていると判断される有償支給取引については、有償支給した棚卸資産について消滅を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は923百万円、売上原価は498百万円、販売費および一般管理費は400百万円、営業外費用は38百万円それぞれ減少し、営業利益は24百万円減少、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ14百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

## (セグメント情報等)

## 〔セグメント情報〕

前第2四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

## 1．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他(注)	合計
	化学品	化粧品	計		
売上高					
外部顧客への売上高	16,665	7,283	23,949	150	24,100
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	28	28	152	181
計	16,665	7,312	23,977	303	24,281
セグメント利益	908	1,443	2,351	40	2,391

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、設備請負工事を含んでおります。

2．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容  
(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	2,351
「その他」の区分の利益	40
セグメント間取引消去	26
全社費用(注)	952
四半期連結損益計算書の営業利益	1,413

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

## 3．報告セグメントごとの固定資産の減損又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

1．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）	合計
	化学品	化粧品	計		
売上高					
外部顧客への売上高	18,041	6,307	24,349	568	24,917
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	1	1	90	91
計	18,041	6,308	24,350	658	25,008
セグメント利益	973	1,223	2,196	49	2,245

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、設備請負工事を含んでおります。

2．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	2,196
「その他」の区分の利益	49
セグメント間取引消去	36
全社費用（注）	895
四半期連結損益計算書の営業利益	1,386

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

4．報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて当第2四半期連結累計期間の「化学品」の売上高は563百万円減少、セグメント利益は7百万円減少し、「化粧品」の売上高は423百万円減少、セグメント利益は31百万円減少し、「その他」の売上高は63百万円増加、セグメント利益は14百万円増加しております。

**（重要な後発事象）****（第三者割当による自己株式の処分）**

当社は、2022年7月28日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しております。

**1. 本自己株式処分の概要**

処分期日 : 2022年8月18日（予定）

処分株式数 : 当社普通株式217,000株

処分価額 : 1株につき847円

資金調達額 : 183,799,000円

処分方法 : 第三者割当による処分

処分予定先 : 三井住友信託銀行株式会社（信託口）

（再信託受託先：株式会社日本カストディ銀行（信託口））

その他 : 本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

**2. 処分の目的及び理由**

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を含みます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「役員向け株式報酬制度」といい、役員向け株式報酬制度導入のために設定した信託を「役員向け株式交付信託」といいます。）を継続することを決議しました。

また、2022年2月10日開催の取締役会において、当社従業員（当社執行役員及び一定の要件を満たす従業員。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「従業員向け株式報酬制度」といい、また、従業員向け株式報酬制度導入のために設定された信託を「従業員向け株式交付信託」といい、「役員向け株式交付信託」と合わせて「本信託」と総称します。）を継続することを決議しました。なお、本制度の導入については、2016年3月25日開催の第102期定時株主総会において承認決議されています。

本自己株式の処分は、本制度について本信託の受託者に当社株式を追加取得させるため、本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第108期)	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	2022年3月28日 北陸財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第109期第1四半期)	自 2022年1月1日 至 2022年3月31日	2022年5月13日 北陸財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年3月24日

日華化学株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 健太郎指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石橋 勇一

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日華化学株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日華化学株式会社及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。



日華化学株式会社の化学品事業の固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>日華化学株式会社の2021年12月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産23,277百万円及び無形固定資産298百万円が計上されている。連結財務諸表注記「（重要な会計上の見積り）1．固定資産の減損」に記載されているとおり、このうち、日華化学株式会社の化学品事業に属する有形固定資産は8,110百万円、無形固定資産は118百万円であり、連結総資産の15%を占めている。</p> <p>固定資産に減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>日華化学株式会社の化学品事業については、2017年12月期から2019年12月期にかけて、NICCAイノベーションセンターや鹿島工場への設備投資が実施されており、これにより研究開発費や減価償却費の負担が増加し、継続的に営業損益がマイナスとなり、減損の兆候が認められている。このため、当連結会計年度において減損損失の認識の要否の判定が行われているが、見積もられた割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断されている。</p> <p>当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎として見積もられており、ナフサ価格の動向、水系ポリウレタン樹脂及び抗菌抗ウイルス剤の販売見込み、並びに事業計画策定期間の最終年度以降の一定の売上高成長率を主要な仮定としており、これらの主要な仮定に関する判断が割引前将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、日華化学株式会社の化学品事業の固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、日華化学株式会社の化学品事業の固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>固定資産の減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画の策定に関する内部統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2) 割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの見積りにあたって採用された主要な仮定の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>ナフサ価格の動向に関する想定が合理的かどうかについて、主に以下の方法により評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部機関から入手したナフサ価格の動向と日華化学株式会社の想定するナフサ価格の整合性を検討した。</li> <li>ナフサ価格の過去の実績からの趨勢分析を実施した。</li> <li>過去の計画と実績を比較し、その差異の内容を検討した。</li> </ul> <p>水系ポリウレタン樹脂及び抗菌抗ウイルス剤の販売見込みが合理的かどうかについて、主に以下の方法により評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発が完了している、あるいは契約締結前の現場試験が完了しているなど、販売見込みの実現可能性に関して一定の根拠のある案件が事業計画に織り込まれているかどうかを検討した。</li> <li>外部機関の市場予測と販売見込みの整合性を検討した。</li> <li>過去の計画と実績を比較し、その差異の内容を検討した。</li> <li>販売見込みに対応できる生産体制が整備されているかどうかを検討した。</li> </ul> <p>事業計画策定期間の最終年度以降の一定の売上高成長率が合理的かどうかについて、主に以下の方法により評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部機関の市場予測と日華化学株式会社の想定する売上高成長率の整合性を検討した。</li> <li>過去及び事業計画策定期間の最終年度までの業績推移を検討した。</li> </ul>

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日華化学株式会社の2021年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日華化学株式会社が2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月24日

日華化学株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 健太郎指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石橋 勇一**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日華化学株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第108期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日華化学株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査上の主要な検討事項**

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

**（化学品事業の固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性）**

個別財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「化学品事業の固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「日華化学株式会社の化学品事業の固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略している。

**財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年5月12日

日華化学株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 花岡 克典

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石橋 勇一

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日華化学株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日華化学株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。